

改正

平成18年 6 月29日条例第31号

平成20年 3 月28日条例第11号

平成21年 3 月27日条例第 7 号

平成21年 6 月30日条例第59号

平成22年 3 月29日条例第 6 号

平成26年 9 月30日条例第21号

令和 3 年 9 月30日条例第19号

令和 5 年 3 月31日条例第 9 号

清須市子ども医療費支給条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子どもの福祉の増進を図るため、子どもに係る医療費（以下「子ども医療費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、次に掲げる要件を備えた者をいう。

(1) 本市の区域内に住所を有する者（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の 2 第 1 項各号に規定する病院、診療所、施設又は住居（以下「病院等」という。）に入院、入所又は入居（以下「入院等」という。）をしたことにより、本市の区域内に住所を変更したと認められる者を除く。）又は病院等に入院等をしたことにより、本市の区域外に住所を変更したと認められる者であること。

(2) 出生の日から18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者であること。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するもの又は現に子どもを扶養する者をいう。

3 この条例において「高校生等」とは、子どものうち15歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者をいう。

4 この条例において「就学児」とは、子どものうち未就学児及び高校生等以外の者をいう。

5 この条例において「未就学児」とは、子どものうち 6 歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者をいう。

(受給資格者)

第3条 子ども医療費の支給を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、国民健康保険法の被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者である子どもの保護者であるもの（高校生等のうち保護者のない者にあつては、当該高校生等）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としない。

(1) 就学児及び高校生等のうち清須市障害者医療費支給条例（平成17年清須市条例第110号）又は清須市母子・父子家庭医療費支給条例（平成17年清須市条例第101号）による受給者であるものの保護者（高校生等のうち保護者のない者にあつては、当該高校生等）

(2) 高校生等のうち清須市精神障害者医療費支給条例（平成20年清須市条例第3号）による受給者であるものの保護者（保護者のない者にあつては、当該者）

(支給の範囲)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、当該子どもの保護者である受給資格者（高校生等のうち保護者のない者にあつては、当該高校生等）に対し、その満たない額に相当する額を子ども医療費として支給する。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により、算定した額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(子ども医療費受給者証)

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする受給資格者は、市長に申請し、規則の定めるところにより、子ども医療費の支給を受ける資格を証する子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けなければならない。

(受給者証の提示)

第6条 前条により受給者証の交付を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）は、子ども医療費の支給を受けようとする場合は、病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「医療機関等」という。）について診療、薬剤の支給又は手当を受ける際、当該医療機関等に受給者証を

提示するものとする。

(支給の方法)

第7条 市長は、子どもが医療機関等で医療を受けた場合には、子ども医療費として受給者に支給すべき額の限度において、受給者が医療に関し医療機関等に支払うべき費用を、当該受給者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定により支払があったときは、受給者に対し、子ども医療費の支給があったものとみなす。

(届出義務)

第8条 受給者は、規則で定める事項に変更があったとき、又は子ども医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を速やかに、市長に届け出なければならない。

2 受給者が受給資格者でなくなったときは、その旨を速やかに、市長に届け出るとともに受給者証を返還しなければならない。

(報告)

第8条の2 市長は、子ども医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、受給者証の交付を受け、若しくは受けようとする者又は子ども医療費の支給を受け、若しくは受けようとする者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、受給資格者が、子ども医療費の支給に係る疾病又は負傷に関し、損害賠償を受けたときは、その額の限度において子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により、子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第11条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、子ども医療費の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町乳幼児医療費支給条例（平成7年西枇杷島町条例第28号）、清洲町乳幼児医療費支給条例（昭和48年清洲町条例第10号）又は新川町乳幼児医療費支給条例（昭和48年新川町条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(春日町の編入に伴う経過措置)

- 3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町子ども医療費支給条例（昭和48年春日村条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年6月29日条例第31号）

この条例は、平成18年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第11号）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日において、出生後6年に達する日以後の最初の3月31日を経過した者のうち、清須市障害者医療費支給条例及び清須市母子家庭等医療費支給条例による受給者における、改正後の第2条第1項第2号の規定については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月27日条例第7号）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成21年6月30日条例第59号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日条例第6号）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月30日条例第21号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る医療費の支給については、なお従前の例による。

（清須市精神障害者医療費支給条例の一部改正）

- 3 清須市精神障害者医療費支給条例（平成20年清須市条例第3号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和5年3月31日条例第9号）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前に行われた診療、薬剤の支給又は手当に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。